

大 外 外 外 外
 務 務 務 務 務
 長 長 長 長 長
 審 審 審 審 審
 長 長 長 長 長
 計 厚 電 人 備
 計 厚 電 人 備
 文 会 在 海

参企研調
 参一旅移
 查
 次地中東
 参北一西

参北北保
 参一二
 参西東洋
 西東
 一一

参一二ア
 次総経国資
 経国海博
 参一二博
 参政技一開
 技二理
 参条協規
 参政経科
 軍社專
 参道内外
 参一二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係(TEL2172)に連絡あり。

電 信 写

総 番 号 (TA) R 0 6 1 4 8 2

主 管

7 6 年 月 0 8 日 1 9 時 1 0 分

韓 国 発

7 6 年 1 0 月 0 8 日 1 9 時 1 9 分

本 省 着

北

外 務 大 臣 殿

西 山

大 使

臨時代理大使・総領事 代理

旧軍人軍属等朝鮮半島出身者遺こつ引渡し問題 (C)

第1629号 略 至急

貴信ア北第1252号及び貴電ア北合第8803号に関し

8日、外務部り東北ア1課長はハマダに対し以下のとおり述べた。

1. 冒頭貴信1. (1) (2) (3) について、韓国側としては特に異議はない。なお韓国側から発出される口上書テキスト案文は入手次第追電する。

2. 冒頭貴信1. (4) についての韓国側の考え方次のとおり。

(1) 金海空港における引渡し式の韓国側出席者は当国保健社会部かん境衛生局長、同局かん境衛生課長、フザン市保健社会局長、同局衛生課長、外務部係官とする。

(2) 空港における式次第は、航空機到着後、韓国側受領責任者たる保健社会部かん境衛生課長がタラップ下で日本側引渡し責任者より代表遺こつ1はしらを受取ることにより終了する。遺こつはAMBULANCEにより、フザン市公設ほ地納こつどうに輸送する。

(3) いれいさいは、28日17時30分(ただし航空機の到着時間の如何によつては変更も可)より、前記(2)の納こつどうにおいて行なう。韓国側参席者の範囲は前記(1)の出席者及び遺こつの関係道市の代表者たる関係公務員とする。(日本側

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係（TEL.2172）に連絡ありたい。

電 信 写

からは空港引渡し式参席者がすべて出られるものと期待している。）（いれいさい終了後遺こつはこれら関係道市の代表者に引渡され、右代表者が各々の道市において遺族に遺こつを引渡すことにする。従つて今回遺族は遺こつ引渡し及びいれいさいには出席しない）

(4)

(5) 今回の引渡しについての報道関係者に対する公式発表は一切行なわない。

(6) 引渡しの際の通訳は韓国側が提供する。

3. 韓国側からの照会もあるので、わが方引渡し責任者一行の氏名及び日程至急回電願いたい。

(7)